

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町二丁目1番5号

株式会社 **プロルート丸光**

代表取締役社長 安 田 康 一

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月13日午後5時までに到着するよう、ご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月14日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 大阪市中央区久太郎町三丁目1番6号
ニット保健センター（大阪ニット健康保険組合） 7階 会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第67期(自 平成29年3月21日 至 平成30年3月20日)
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期(自 平成29年3月21日 至 平成30年3月20日)
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 資本金の額及び資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.proroute.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ◎ 招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<http://www.proroute.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 定時株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(自 平成29年3月21日)
(至 平成30年3月20日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種政策の効果により、緩やかな景気回復の動きが見られる一方、米国の不安定な政策運営やアジアの地政学リスク等の懸念から、経済全般に不透明な状況が続いております。

当社グループの属する衣服・身の回り品業界におきましては、実質所得の伸び悩みや将来に対する不安から消費者の生活防衛意識は依然として根強く、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境の中で、当社グループは、主力の卸売事業を中心に、利益体質への変革を図るため事業構造改革を推し進めてまいりました。

卸売事業におきましては、顧客ニーズにマッチした魅力ある売場を構築するため、重複感のある売場の統合や収益性の低い売場を廃止したことにより、売上高は前年を下回りましたが、一方で、売上総利益率は向上いたしました。また、クロスファンクション機能を有する新規営業部隊を立ち上げ、関連部門での情報共有による効率化や顧客ニーズの取りこぼしを防ぐとともに、新規開拓や休眠顧客の掘り起こしに注力し営業活動を強化してまいりました。さらに、天理流通センターでの出荷等に係る業務を内製化し、物流コストの削減及びサービス面での付加価値の向上を図ってまいりました。これらの諸施策に加え、引き続きマーチャンダイジングの最適化に取り組んだ結果、営業損益は大きく改善いたしました。

EC事業におきましては、アイテム数の拡充や各種キャンペーンにより自社サイトの新規会員獲得に取り組むとともに、アパレル専門の卸・仕入サイトに新規出展し、売上拡大を図ってまいりました。

貿易事業におきましては、業務提携先と密に連携を行い、既存のヒット商品に限らず、今後の中国市場で新たなヒット商品となりうる日本製商品の開発を進めております。これを契機に、当社が取り扱う日本製商品を中国国内の保税センターへ供給できる体制を構築し、貿易事業のより一層の拡大を図ってまいります。

免税事業におきましては、当社丸屋免税店の取扱商品が訪日旅行客のニーズに合致しているということ及びレストランフロアにおいて食事提供を行えるということから、新規を含め

た各提携旅行会社から支持を得ており、引き続き団体バスでの来店を中心に客数、売上高ともに大幅に増加いたしました。また、顧客の中で大きな割合を占める中国人旅行客に向けて電子決済サービス「アリペイ」を導入し、利便性の向上を図ってまいりました。現在、インバウンド市場は、団体旅行から個人旅行へ、モノからコトへのシフトが加速しており、免税事業のさらなる拡大のため、今後はこれらの変化に対応した新たなサービスの提供を検討してまいります。

連結子会社であります株式会社サンマールが営む小売事業におきましては、通行量の多い立地を活かし、一部店舗をアウトレット業態へ転換することにより、来店客数の増加及び売上拡大を図ってまいりました。また、取引先でのオーダースーツ受注会や百貨店催事等の店舗外売上の獲得も積極的に行うとともに、徹底したコストの見直しにより、損益改善に取り組んでまいりました。

また、当社グループ全体におきましては、ITコストや運営管理費の見直し、有利子負債の圧縮による金融コストの低減を図ったことなどから、経常損益において大幅な改善を実現しました。

以上の結果、当社グループ全体の当連結会計年度の売上高は101億87百万円（前期比7.7%減）、営業利益は73百万円（前期は営業損失17百万円）、経常利益は37百万円（前期は経常損失1億77百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は38百万円（前期比85.2%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

（卸売事業）

当連結会計年度の卸売事業における売上高は96億67百万円（前期比9.7%減）、営業利益は3億82百万円（同18.6%増）となりました。

（小売事業）

東京都内で小売業を営む株式会社サンマールの当連結会計年度の売上高は1億22百万円（同6.1%減）、営業損失は6百万円（前期は営業損失22百万円）となりました。

（免税事業）

丸屋免税店による訪日旅行客向けの小売り販売を行う免税事業の売上高は3億97百万円（同98.0%増）であり、営業損失は13百万円（前期は営業損失45百万円）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資総額は46百万円であり、主としてシステム開発及びネットワーク環境の更新等によるものであります。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度中における重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内景気は概ね緩やかな回復基調にあるものの、実質所得の伸び悩みや消費者の節約志向の影響、また、生産コストや物流コストの上昇により、衣料品業界においては、厳しい状況が続くと予想されます。

このような状況下、当社グループは、主力の卸売事業におきましては、P B（プライベートブランド）商品の開発等、ものづくり推進や外販体制の強化により営業力を高めるとともに、継続して物流改革に取り組み、コスト削減を図ってまいります。

着実に売上高が拡大をしている免税事業におきましては、販売費を中心としたコスト構造の見直しにより、収益力を改善してまいります。

貿易事業におきましては、業務提携先との連携を深め、中国市場のニーズと合致した商品開発を行い、早期軌道化を図ってまいります。

連結子会社である株式会社サンマールが営む「Kent House」につきましては、リブランディングを行い、メンズスーツ以外にもユニセックスを基調としたカジュアルアイテムの商品を展開してまいります。

また、既存卸売事業の顧客の利便性向上やアパレルにおけるE C比率が年々高まっている状況に対応するため、E C事業に注力してまいりましたが、これらを再構築し、サプライヤーとバイヤーが直接取引を行える新たなプラットフォームの開発にも着手してまいります。世界におけるアパレル市場は、今後も成長が見込めるマーケットであり、将来的には、プラットフォームにブロックチェーン技術を導入し、グローバルに取引されるプラットフォームを形成してまいります。

以上により、次期の連結業績予想につきましては、売上高99億円、営業利益1億円、経常利益50百万円、親会社株主に帰属する当期純利益43百万円を見込んでおります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第64期	第65期	第66期	第67期 (当連結会計年度)
決 算 年 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月	平成30年 3 月
売 上 高	13,638,156千円	11,730,891千円	11,041,680千円	10,187,398千円
経常利益又は経常損失(△)	△253,646千円	△457,588千円	△177,349千円	37,549千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△228,642千円	△466,295千円	261,018千円	38,505千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△12円44銭	△22円98銭	12円75銭	1円88銭
総 資 産	11,725,369千円	11,529,191千円	5,490,778千円	5,187,202千円
純 資 産	1,947,197千円	1,698,807千円	1,988,143千円	2,025,894千円
1株当たり純資産	99円82銭	82円98銭	97円11銭	98円95銭

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社サンマール	20,000千円	100%	紳士服等の小売業

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、株式会社プロルート丸光が、全国の衣料品店をはじめ専門店、チェーンストア、百貨店などの登録店に対し、衣料品、服飾雑貨、寝具・インテリア商品等を前売り・セルフサービス方式にて直接販売する卸売事業を行うとともに、訪日旅行客を対象として免税事業を行い、株式会社サンマールが、紳士服ブランド「Kent House」の販売を中心に小売事業を行っております。

(8) 主要な拠点等

(当 社)

- ① 本社 大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目1番5号
- ② 営業の拠点

事業所名	所在地
本店	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目1番5号
福岡店	福岡県福岡市東区多の津四丁目4番1号

(株式会社サンマール)

- ① 本社 東京都中央区日本橋大伝馬町9番4号つつみビル5階
- ② 営業の拠点 東京都内2拠点

(注) 株式会社サンマールは、平成30年3月21日付で本社所在地を「東京都中央区日本橋大伝馬町9番4号つつみビル5階」から「東京都中央区日本橋馬喰町一丁目6番7号」へ変更しております。

(9) 従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
卸売事業	140〔104〕名	△13〔△1〕名
小売事業	7〔—〕名	△2〔—〕名
免税事業	4〔4〕名	1〔△1〕名
合計	151〔108〕名	△14〔△2〕名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
(株) 三菱東京UFJ銀行	828,942千円
(株) 商工組合中央金庫	657,670千円
(株) 近畿大阪銀行	171,200千円
(株) 南都銀行	67,900千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 20,472,990株（自己株式450株を除く。）
 (2) 株 主 数 3,264名
 (3) 大 株 主

株 主 名	所有株式数	持株比率
(株) フ ー ド ア ド レ ス	948,000株	4.63%
(株) S B I 証 券	936,100株	4.57%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/UOBKHP/L-UOBHK - ACCLT（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	900,000株	4.40%
前 田 忠 子	725,155株	3.54%
宮 下 博	684,400株	3.34%
前 田 佳 央	662,825株	3.24%
プ ロ ル ー ト 共 栄 会	630,700株	3.08%
松 井 証 券 (株)	531,900株	2.60%
G M O ク リ ッ ク 証 券 (株)	456,400株	2.23%
楽 天 証 券 (株)	404,900株	1.98%

(注) 持株比率は自己株式（450株）を控除して計算しております。

(4) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	前 田 佳 央	株式会社サンマール 代表取締役会長
代表取締役社長	安 田 康 一	株式会社サンマール 代表取締役社長
取 締 役	内 田 浩 和	執行役員ホールセラー事業部事業部長
取 締 役	酒 井 光 雄	執行役員国際統括事業部事業部長兼丸屋免税店店長
取 締 役	竹 原 克 尚	日本電子材料株式会社 常勤監査役
常 勤 監 査 役	西 本 昭 司	株式会社サンマール 監査役
監 査 役	山 本 良 作	有限会社エル山本 代表取締役社長
監 査 役	池 澤 宗 樹	ジュピター経営アドバイザー株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役 竹原克尚氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 山本良作及び池澤宗樹の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 竹原克尚氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査役 山本良作及び池澤宗樹の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役の池澤宗樹氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中に以下の監査役が退任いたしました。

氏名	退任時の会社における地位	退任理由	退任日
皆見 量政	監査役	辞任	平成29年6月14日

7. 当社は執行役員制度を導入しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 5名 29,394千円 (うち社外取締役 1名 1,210千円)

監査役 4名 7,178千円 (うち社外監査役 3名 2,441千円)

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 竹原克尚

(i) 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との間に重要な関係はありません。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会17回のうち14回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

② 監査役 山本良作

(i) 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との間に重要な関係はありません。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会17回のうち14回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

③ 監査役 池澤宗樹

(i) 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との間に重要な関係はありません。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

監査役就任後開催の取締役会12回のうち10回に出席し、また、監査役会10回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

代表取締役社長は、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について、その総括責任者に管理本部長を任命し、その下で法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。また、情報の管理については、「情報セキュリティマニュアル」に従ってこれを行う。

また、子会社については、「関係会社管理規程」に基づき当社への報告を行う。

② 当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長は、リスク管理に関する総括責任者として管理本部長を任命し、「与信管理規程」、「経理規程」、「緊急時対応マニュアル」、「リスク管理委員会規程」ならびに「危機管理規程」に基づきリスク管理を行う。

また、子会社の役員の一部を当社の取締役、監査役又は使用人の兼任とし、毎月定期的に子会社の月次業績、営業内容及び重要事項に関する報告を行い、必要に応じ当社取締役会の協議・審議の対象としてリスク管理を行う。

③ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「職務権限規程」「取締役会規程」ならびに「稟議規程」において、各取締役の責任及び執行手の詳細が規定されており、各取締役はこれらの規程に基づき職務を執行する。

当社は定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。当社の取締役会では、子会社も含め重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務運営に関しては、当社グループの中期経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を明確にすることと進捗状況を定期的に確認することで取締役の職務執行の効率性を確保する。

④ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長は、当社グループの取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるためのコンプライアンス体制の総括責任者として管理本部長を任命す

る。

管理本部長は「内部監査規程」に則り、定期的内部監査を通じて会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また当社グループの制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全ならびに経営効率の向上に努めるとともに、監査結果を代表取締役社長に報告する。

また、当社グループではコンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために複数の窓口を設置するとともに、通報内容の守秘と通報者に不利益な扱いを行わないことを徹底させる。

⑤ 当社グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、その自主性を尊重しつつ、業績管理体制の強化ならびにグループ内取引の公正性の保持に努める。また、当社の役員又は従業員が子会社の役員を兼任することにより、グループ各社の業績及び重要事項の管理ならびに公正な業務遂行のための体制を整備する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいない。但し、必要に応じ監査役の要請によりスタッフを配置することとする。取締役会は、監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、取締役の指揮命令権から独立し、監査役の指揮命令権に服する補助使用人を設置し、監査役が「監査役会規則」及び「監査役監査基準」により定める監査の方針に従い、その任務を遂行できる環境を確保するよう努める。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な違反事実について「監査役会規則」に従い、監査役に報告するものとする。

監査役は、取締役会の他重要な会議に出席し取締役の職務執行状況を把握・監視するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社の取締役及び使用人、又は、子会社の取締役、監査役及び使用人若しくはこれらの者から報告を受けた者に説明を求めることとする。

また、「監査役会規則」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとと

もに、会計監査人及び内部統制監査室と緊密な連携を保ちながら監査の達成を図る。

- ⑧ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人、又は、これらの者から報告を受けた者が、当社の監査役への報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないよう徹底する。「内部通報システム規程」に基づき内部通報窓口へ寄せられた通報又は相談で、その内容が法令・定款違反等のおそれがある場合、内部通報窓口は監査役へ報告する。この場合、内部通報者が不当な取り扱いを受けないよう規定するとともに運用の徹底を図る。

- ⑨ 監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行に伴い生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当社グループは、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や顧問弁護士等外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の管理部門及び内部統制監査室が中心となってモニタリングし、改善を進めております。

- ② コンプライアンス

当社は、当社グループの使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社グループは「内部通報システム規程」により、相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

- ③ リスク管理体制

当社は、リスク管理委員会を定期的で開催し、内部統制の構築・運用状況やリスクの把握・分析を行い、取締役会・監査役会・内部統制監査室等と連携し、各事業部門におけるリスク管理活動の指導・助言にあたっております。

また、子会社の役員の一部を当社の取締役、監査役又は使用人の兼任とし、毎月定期

的に子会社の月次業績、営業内容及び重要事項に関する報告を行い、必要に応じ当社取締役会の協議・審議の対象としてリスク管理を行っております。

④ 取締役の職務執行

経営環境の変化に迅速に対応するため、法令及び定款に定められた事項、子会社を含む経営上の重要事項については、毎月開催される定例の取締役会に加え、必要に応じて取締役会を開催し、審議、意思決定するとともに、業務執行の状況等の監督を行っております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、重要な決裁書類等の閲覧、取締役等から営業の報告等を含めた情報交換、会計監査人及び内部統制監査室との定期的な意見交換により、取締役の職務の執行の監査、各事業部門における内部統制の状況及びその改善状況などを把握する等の業務監査を実施しております。監査役が実施した業務監査の内容は、代表取締役社長に提出するほか、必要の都度取締役会において意見を述べております。

⑥ 内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を検証・評価するために、業務執行ラインから独立した社長直結の組織として内部統制監査室を設置しております。内部統制監査室は、内部監査計画に基づき業務全般を対象とした内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長及びリスク管理委員会に報告しております。また、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

⑦ 反社会的勢力排除について

新規契約締結、会員規約においては、反社会的排除条項の記載を徹底しております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、すみやかに担当部署に報告し、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り関係を遮断する体制を構築しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年 3月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	4,113,931	流動負債	2,329,696
現金及び預金	2,653,634	買掛金	360,787
売掛金	825,720	短期借入金	1,443,610
商成品	567,677	1年内返済予定の長期借入金	282,102
貯蔵品	4,934	未払費用	152,236
前渡金	3,181	未払法人税等	6,266
前払費用	22,306	未払消費税等	1,881
短期貸付金	2,320	その他の	82,812
その他の	34,154		
固定資産	1,073,271	固定負債	831,610
有形固定資産	868,738	繰延税金負債	5,759
建物及び構築物	431,056	退職給付に係る負債	722,256
機械装置	1,320	役員退職慰労引当金	31,723
工具、器具及び備品	23,665	資産除去債務	7,752
土地	412,558	長期預り保証金	63,420
リース資産	0	その他の	698
建設仮勘定	138		
無形固定資産	79,258	負債合計	3,161,307
ソフトウェア	21,651	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	52,993	株主資本	2,032,175
電話加入権	4,614	資本金	100,000
投資その他の資産	125,274	資本剰余金	1,635,854
投資有価証券	81,937	利益剰余金	296,423
出資金	5,259	自己株式	△102
長期前払費用	2,177	その他の包括利益累計額	△6,280
差入保証金	35,899	その他有価証券評価差額金	22,988
		繰延ヘッジ損益	△5,890
		退職給付に係る調整累計額	△23,378
資産合計	5,187,202	純資産合計	2,025,894
		負債純資産合計	5,187,202

連結損益計算書

(自 平成29年 3月21日)
(至 平成30年 3月20日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,187,398
売 上 原 価	7,844,559
売 上 総 利 益	2,342,839
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,269,261
営 業 利 益	73,578
営 業 外 収 益	18,620
受 取 利 息	162
受 取 配 当 金	1,722
そ の 他	16,735
営 業 外 費 用	54,649
支 払 利 息	20,615
支 払 手 数 料	64
そ の 他	33,969
経 常 利 益	37,549
特 別 利 益	6,165
事業構造改善引当金戻入額	6,165
税金等調整前当期純利益	43,715
法人税、住民税及び事業税	6,266
法人税等調整額	△1,056
当 期 純 利 益	38,505
親会社株主に帰属する当期純利益	38,505

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年3月21日)
(至 平成30年3月20日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	100,000	1,635,854	257,917	△76	1,993,695
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			38,505		38,505
自 己 株 式 の 取 得				△26	△26
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	38,505	△26	38,479
当 期 末 残 高	100,000	1,635,854	296,423	△102	2,032,175

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	26,387	575	△32,515	△5,551	1,988,143
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益					38,505
自 己 株 式 の 取 得					△26
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,399	△6,466	9,137	△728	△728
当 期 変 動 額 合 計	△3,399	△6,466	9,137	△728	37,750
当 期 末 残 高	22,988	△5,890	△23,378	△6,280	2,025,894

貸借対照表

(平成30年3月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,071,133	流動負債	2,316,721
現金及び預金	2,645,925	買掛金	353,211
売掛金	822,161	短期借入金	1,443,610
商物品	538,573	1年内返済予定の長期借入金	282,102
貯蔵品	3,121	未払費用	150,060
前渡金	3,160	未払法人税等	5,816
前払費用	21,739	その他	81,920
短期貸付金	2,320	固定負債	804,437
未収入金	1,150	繰延税金負債	5,759
その他	32,981	退職給付引当金	698,878
固定資産	1,103,753	役員退職慰労引当金	31,723
有形固定資産	867,998	資産除去債務	4,606
建物	431,056	長期預り保証金	63,470
機械装置	1,320		
工具、器具及び備品	22,924	負債合計	3,121,159
土地	412,558	(純資産の部)	
リース資産	0	株主資本	2,036,630
建設仮勘定	138	資本金	100,000
無形固定資産	79,099	資本剰余金	1,635,854
ソフトウェア	21,617	資本準備金	676,827
ソフトウェア仮勘定	52,993	その他資本剰余金	959,026
電話加入権	4,488	利益剰余金	300,878
投資その他の資産	156,656	その他利益剰余金	300,878
投資有価証券	81,937	繰越利益剰余金	300,878
関係会社株式	0	自己株式	△102
出資金	5,259	評価・換算差額等	17,097
関係会社長期貸付金	45,712	その他有価証券評価差額金	22,988
長期前払費用	2,177	繰延ヘッジ損益	△5,890
差入保証金	21,569	純資産合計	2,053,728
資産合計	5,174,887	負債純資産合計	5,174,887

損 益 計 算 書

(自 平成29年 3月21日)
(至 平成30年 3月20日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,064,834
売 上 原 価		7,778,999
売 上 総 利 益		2,285,834
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,205,974
営 業 利 益		79,859
営 業 外 収 益		19,380
受 取 利 息	941	
受 取 配 当 金	1,722	
そ の 他	16,716	
営 業 外 費 用		54,637
支 払 利 息	20,424	
社 債 利 息	190	
支 払 手 数 料	64	
そ の 他	33,958	
経 常 利 益		44,601
特 別 利 益		6,165
事 業 構 造 改 善 引 当 金 戻 入 額	6,165	
税 引 前 当 期 純 利 益		50,767
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,816	
法 人 税 等 調 整 額	△1,056	4,759
当 期 純 利 益		46,008

株主資本等変動計算書

(自 平成29年 3月21日)
(至 平成30年 3月20日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	676,827	959,026	1,635,854
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	100,000	676,827	959,026	1,635,854

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	254,870	254,870	△76	1,990,648
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益	46,008	46,008		46,008
自 己 株 式 の 取 得			△26	△26
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	46,008	46,008	△26	45,981
当 期 末 残 高	300,878	300,878	△102	2,036,630

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	26,387	575	26,963	2,017,612
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				46,008
自 己 株 式 の 取 得				△26
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,399	△6,466	△9,865	△9,865
当 期 変 動 額 合 計	△3,399	△6,466	△9,865	36,116
当 期 末 残 高	22,988	△5,890	17,097	2,053,728

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社プロルート丸光
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員 公認会計士 山根 武夫 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 西井 博生 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プロルート丸光の平成29年3月21日から平成30年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロルート丸光及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成30年5月16日開催の取締役会において、平成30年6月14日に開催を予定している第67回定時株主総会に、資本金の額及び資本準備金の額の減少に関する議案を付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社プロルート丸光
取締役会御中

なぎさ監査法人

代表社員 公認会計士 山根 武夫 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 西井 博生 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロルート丸光の平成29年3月21日から平成30年3月20日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成30年5月16日開催の取締役会において、平成30年6月14日に開催を予定している第67回定時株主総会に、資本金の額及び資本準備金の額の減少に関する議案を付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月21日から平成30年3月20日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人なごさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人なごさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

株式会社 プロルート丸光 監査役会

常勤監査役 西 本 昭 司 ㊟

社外監査役 山 本 良 作 ㊟

社外監査役 池 澤 宗 樹 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への継続的利益還元を重要な経営課題の一つと考え、企業基盤の強化及び今後の事業展開を勘案した上で業績に対応した配当を行うことを基本方針としておりますが、平成24年3月期以降無配を継続しておりました。この間、株主の皆様にはご迷惑をお掛けいたしました。

当期の配当につきましては、上記方針及び当期の業績並びに今後の財務状況等を総合的に検討した結果、以下のとおり復配させていただきたいと存じます。

今後は、安定的な配当を維持すべく、引き続き企業体質の強化に努めてまいります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき0円50銭 総額 10,236,495円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月15日

第2号議案 資本金の額及び資本準備金の額の減少の件

本議案は、当社の業容及び損益状態の現状を踏まえ、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性を維持するとともに、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることが目的であり、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。なお、本議案は貸借対照表の純資産の部における科目間の振替処理を行うものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変動はないことから、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではなく、1株当たり純資産額に変更を生じるものではございません。

- (1) 減少する資本金の額及び資本準備金の額
 資本金の額100,000,000円のうち50,000,000円
 資本準備金の額676,827,345円のうち626,827,345円
- (2) 増加するその他資本剰余金の額
 その他資本剰余金 676,827,345円
- (3) 効力発生日
 平成30年7月17日

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の本総会への提出については、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
ひら い みつ ひこ 平 井 光 彦 (昭和30年7月6日生)	昭和53年3月 当社入社 平成14年3月 当社中型店販売部マネジャー 平成16年3月 当社システム販売部マネジャー 平成21年8月 当社営業第7部マネジャー 平成22年12月 当社福岡店店長 平成25年3月 当社東京店店長 平成26年6月 当社システム販売部マネジャー 平成27年7月 当社システム販売部スタッフ 平成27年12月 当社システム販売部スタッフ兼内部統制 監査室スタッフ 平成28年1月 内部統制監査室室長(現任)	3,000株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、平成30年5月16日開催の取締役会の決議により、役員報酬制度の見直しとして、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。これに伴い、以下に記載の任期中の取締役(社外取締役を除く。)4名及び常勤監査役1名に対するそれぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で打ち切り支給いたしますと存じます。

なお、支給の時期は、各取締役及び常勤監査役の退任時といたしたく、その具体的な金額、

方法等は、取締役については取締役会に、常勤監査役については監査役の協議にそれぞれご一願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
まえだ よしお 前 田 佳 央	平成15年 6月 当社取締役営業副本部長兼ストア運営部門統 轄マネジャー 平成16年 8月 当社常務取締役営業本部長 平成17年 3月 当社代表取締役社長 平成26年 5月 当社代表取締役会長（現任）
やすだ こういち 安 田 康 一	平成23年 6月 当社取締役管理本部長 平成26年 5月 当社代表取締役社長執行役員管理本部長 平成27年 3月 当社代表取締役社長 平成28年 3月 当社代表取締役社長兼リテール事業部事業部 長 平成29年 3月 当社代表取締役社長（現任）
うちだ ひろかず 内 田 浩 和	平成27年 6月 当社取締役執行役員営業本部長 平成28年 3月 当社取締役執行役員ホールセラー事業部事業 部長（現任）
さかい みつお 酒 井 光 雄	平成23年 6月 当社取締役営業本部長 平成26年 5月 当社取締役執行役員営業本部長 平成27年 3月 当社取締役執行役員新規事業部事業部長 平成28年 3月 当社取締役執行役員リテール事業部副事業部 長兼丸屋免税店店長 平成29年 3月 当社取締役執行役員国際統括事業部事業部長 兼丸屋免税店店長（現任）
にしもと しょうじ 西 本 昭 司	平成27年 6月 当社常勤監査役（現任）

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、昭和62年6月15日開催の臨時株主総会において、年額3億円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額10百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

また、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より5年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

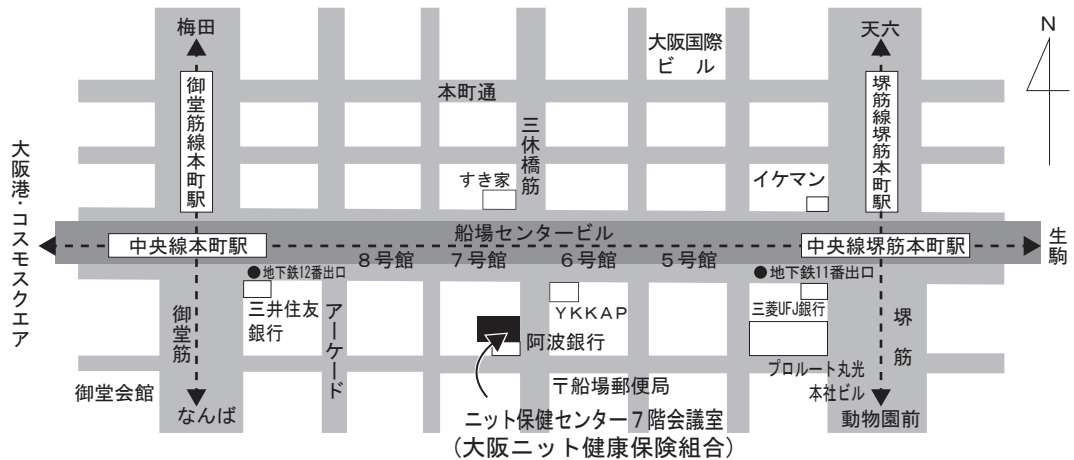
以上

株主総会会場ご案内図

大阪市中央区久太郎町三丁目1番6号

ニット保健センター（大阪ニット健康保険組合） 7階 会議室

TEL (06)6243-1060



○ 地下鉄「本町駅」より徒歩5分 御堂筋線、中央線ともに12番出口

○ 地下鉄「堺筋本町駅」より徒歩5分 堺筋線、中央線ともに11番出口

駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。